

小型压力容器 定期自主点検表

本機を安全にご使用いただくために、この定期自主点検表にそって、年1回以上の自主点検を行っていただきますようお願いいたします。本機は、労働安全衛生法施行令第1条第6号に定める小型压力容器に分類され、以下の法令による定期自主点検の義務がございます。

労働安全衛生法

第45条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて厚生労働省令で定める所により、定期に自主検査を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

ボイラー及び压力容器安全規則

第94条 1 事業者は、小型ボイラー又は小型压力容器について、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。但し、1年を超える期間使用しない小型ボイラー又は小型压力容器の当該使用しない期間においてはその限りでない。小型压力容器にあつては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は摩耗の有無。

2 事業者は、前項ただし書きの小型ボイラー又は小型压力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

3 事業者は、前2項の自主検査を行った時は、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

対象機種 C217J、C317J、C327J、C329J、C351J、C207J、MD-27J、ASC-27J

型式		製造番号	
点検日	年 月 日	点検者	

点検結果 ○：正常 ×：異常又は不明

No.	点検箇所	点検内容	点検結果 (○、×)
1	ドア	キズ、凹み、亀裂等がないか目視確認する。 ドアの開閉時、がたつき・締め具合を確認する。	
2	フランジパッキン/ ドアパッキン	キズ、亀裂、異物付着等がないか目視確認する。	
3	チャンバー/缶体	凹み、亀裂等がないか目視確認する。	
4	漏電ブレーカ	漏電ブレーカONの状態からテストボタンを押し、電源がOFFになることを確認する。	
5	電源コード	電源コードの損傷、コンセントの差し込み緩みがないか、アースが取れているか確認する。	
6	圧力計（ドア部）	ドアが開いている状態でOMPaになっているか。 132℃滅菌モードで運転した場合、滅菌工程時0.2～0.23MPa内にあるか確認する。	
7	ドア	運転時、ドアから水が漏れていないか確認する。	
8	配管、弁、安全弁	運転時、機器の底の床面から水が漏れていないか確認する。	
9	真空ポンプ	運転時、真空ポンプから水が漏れていないか確認する。	
10	使用している水	水道水：○、精製水：×、浄水器で濾過した水：×	

備考欄

この点検で×（異常又は不明）がある場合は修理・調整が必要な可能性がございますので、お買い求めの販売店及び最寄りの弊社営業所までご連絡願います。

この定期自主点検の他、予防処理として4年に1度の保守点検（有料）を行っておりますので必要時、お買い求めの販売店及び最寄りの弊社営業所にてご連絡いただきますようお願いいたします。